別表十七㈢の三の表中「措法第66条の６第５項又は第68条の90第５項の適用の有無」を「平成29年旧措置法第66条の６第５項又は第68条の90第５項の適用の有無」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法第66条の６第１項各号（特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成29年旧措置法」という。）第66条の６第１項各号（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「同法第68条の90第１項各号（特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」を「平成29年旧措置法第68条の90第１項各号（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に改め、同第二号中「租税特別措置法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第三号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第六号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に、「又は」を「（特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等）又は」に、「各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額」を「連結法人に係る特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等」に改め、同第七号中「租税特別措置法第66条の９の２第１項（特定外国法人の課税対象金額等の益金算入」を「平成29年旧措置法第66条の９の２第１項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に、「同法第68条の93の２第１項（特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」を「平成29年旧措置法第68条の93の２第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に改める。

別表十七㈢の三の表中「外国法人税が異動した場合」を「外国法人税額が異動した場合」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成29年旧措置法」という。）」に、「特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に、「特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に改め、同第一号中「租税特別措置法」を「平成29年旧措置法」に改め、「第66条の６第１項」の次に「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）」を加え、「特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第三号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第四号中「に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入」を「の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「係る租税特別措置法」を「係る平成29年旧措置法」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第五号中「租税特別措置法」を「平成29年旧措置法」に、「特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に、「特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に改める。

別表十七㈢の四の表中「請求権勘案直接保有株式等の保有割合」を「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合」に、「当期発生額（別表十七（三）「33」又は別表十七（三の二）「17」）×㉙」を「当期発生額（別表十七（三）「33」、別表十七（三の八）「26」、別表十七（三の九）「7」又は別表十七（三の十）「9」）×㉙」に、

33	

を

33	

に改め、同表の記載要領第１号中「に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同第二号中「第66条の６第１項」の次に「（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を加え、同第十一号中「「請求権勘案直接保有株式等の保有割合　㉙」」を「「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合　㉙」」に改め、「第39条の19第２項」の次に「（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）」を加え、「特定課税対象金額等の計算」を「特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等」に改め、同第十三号を次のように改める。